

佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）第38条第1項の規定に基づき、指定化学物質を取り扱う事業者が講ずべき指定化学物質の適正な管理のための措置に関する指針を次のとおり定める。

平成16年3月15日

佐賀県知事 古川 康

指定化学物質の適正な管理のための措置に関する指針

第1 趣旨

この指針は、佐賀県内の事業所における指定化学物質を適正に管理するために取り組むべき措置を定めることにより、化学物質による環境汚染を未然に防止し、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とするものである。

第2 対象化学物質

この指針において対象とする化学物質は、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例第38条第1項に規定する知事が指定する化学物質（平成16年佐賀県告示第187号。以下「指定化学物質」という。）とする。

第3 適正管理（図 1）

1 指定化学物質の取扱状況の把握

事業者は、使用、製造及び貯蔵・保管をしている指定化学物質について、次により調査し、整理するものとする。

なお、工場敷地用の農薬、従業員食堂の洗浄剤等の事業以外の目的で使用される指定化学物質についても、その性状等に応じ、取扱状況の把握に努めるものとする。

(1) 指定化学物質の種類

指定化学物質の種類を調査すること。

(2) 指定化学物質の使用目的

指定化学物質ごとに、その使用目的を明らかにし、原材料用、洗浄用その他の使用目的別に分類すること。

(3) 指定化学物質の性状等の把握

指定化学物質について、化学物質等安全データシート（MSDS）関連文献、国等のデータベース等に基づき、性状、取扱方法、関係法令等に関する情報を把握すること。

2 取扱工程における排出の可能性の把握

事業者は、指定化学物質の使用、製造及び貯蔵・保管に係る工程を調査し、各工程における指定化学物質の環境への排出の可能性を把握するものとする。

3 新規取扱化学物質の事前評価

事業者は、新たに取り扱う化学物質について、事前にその有害性、危険性等の評価を

行うための必要な情報を収集し、当該情報を利用することにより、適正管理が行えるかどうかを検討するものとする。

4 適正管理に関する規程の整備

(1) 基本方針の策定

事業者は、事業所における化学物質の管理に関して、環境汚染、災害事故等を未然に防止し、良好な地域環境の確保を図るにあたっての「指定化学物質を環境に排出しない仕組み作り」等の具体的な基本方針を策定するものとする。

(2) 管理計画の策定

事業者は、基本方針に即して、指定化学物質の適正な管理を図るために必要な行動に係る具体的な数値目標とこれを達成する時期を設定するとともに、「施設を密閉構造に改善する」等の具体的方策を定めた管理計画を策定するものとする。

(3) 作業要領の策定

事業者は、管理計画を実施するために必要な指定化学物質の購入、使用、保管、廃棄等の方法について、作業従事者が理解しやすいよう具体的に定めた作業要領（以下「作業要領」という。）を策定するものとする。

5 指定化学物質の管理対策

(1) 設備の改善

事業者は、上記 1, 2 により把握した情報に基づいて、取り扱う指定化学物質の環境への排出を抑制するために、必要に応じ次の措置を行うものとする。

ア 化学物質取扱施設の密閉化

イ 化学物質の蒸発を防止する設備の設置

ウ 化学物質を回収し、再利用する設備の設置

エ 化学物質の事業所外への流出を防止するための設備の設置

オ 化学物質の地下浸透を防止するための床面の処理

カ 排出ガス及び排水に含まれる化学物質を処理する設備の設置

キ 化学物質を含む廃棄物を処理（保管を含む。）するための設備の設置

(2) 設備点検の実施

事業者は、指定化学物質を取り扱う施設及び設備の破損、腐食による指定化学物質の外部への流出の有無等について定期的に点検し、その結果、異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講じるものとする。

(3) 排出状況の監視

事業者は、関係法令で定める監視項目、監視箇所、測定方法、測定頻度、測定結果の記録方法等に基づき、排出ガス、排出水等の定期的な自主測定に努めること等指定化学物質の排出状況の監視を行い、その記録を関係法令の定めるところにより保管するものとする。

(4) 指定化学物質の使用の合理化に関する取組み

事業者は、指定化学物質を可能な限り有効に用いるため、回収率の向上、再利用の

徹底及び使用量の管理の徹底を図ること等により指定化学物質の使用の合理化に取り組むものとする。

ア 取扱工程の見直し、回収・再利用の徹底等による指定化学物質の使用量及び移動量の削減

イ 排出を防止する設備の改善等による環境への排出量の削減

(5) 有害性の少ない代替物質への転換

事業者は、化学物質による環境負荷の低減、作業環境の改善及び事故の発生の防止を図るため、すでに取り扱っている指定化学物質についても有害性、危険性等についての再評価を行い、必要に応じて現在使用している指定化学物質から有害性の少ない化学物質への代替に努めるものとする。

6 見直しの実施

事業者は、基本方針、管理計画及び作業要領に照らして指定化学物質の管理の状況について評価を行い、当該評価の結果を基本方針、管理計画及び作業要領並びに実施体制に反映させることにより、技術の進展に応じてこれらの継続的な見直しの実施に努めるものとする。

7 適正管理のための教育・訓練

事業者は、基本方針、管理計画及び作業要領を周知徹底するとともにこれらの確実かつ円滑な達成又は実施を確保するため、従事者等全ての関係者に対して、その内容に係る教育及び訓練を計画的かつ継続的に実施するものとする。

8 関連企業に対する支援

事業者は、関連企業に対して、この指針に定める適正管理が図られるよう、化学物質の性状、管理手法等に関する適切な情報の提供等必要な支援に努めるものとする。

第4 事故時の措置（図 2）

1 事故の防止対策

事業者は、指定化学物質の取扱施設に係る事故の未然防止を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 施設、設備は、事故の発生及び拡大防止に配慮した立地及び配置に努めるとともに、耐震性、防火性等について災害に強いものとするよう努めること。

(2) 施設、設備の構造は、亀裂等の異常を容易に点検できるものとする。

(3) 施設、設備の保守点検を定期的実施すること。

(4) 貯蔵施設は、その貯蔵状況を容易に点検できるような設備を設けるとともに、貯蔵施設からの流出を防止するための防液堤等を設けること。

(5) バルブ類等は、誤作動防止のための適切な表示その他必要な措置を行うこと。

(6) 事故に備えて、定期的に訓練を実施すること。

(7) 事故による環境への被害拡大防止のために必要な薬剤、資材、機材を準備すること。

2 事故処理マニュアルの整備

事業者は、事業所ごとに指定化学物質に係る事故が発生した場合に環境汚染の拡大を防止するため、次に掲げる事項について事故の内容を想定したマニュアルを整備するものとする。

- (1) 事故発生時の事業所内における緊急連絡体制
- (2) 事故発生時の関係機関及び近隣の居住者への通報体制
- (3) 事故発生時の応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法

3 事故発生時の対応

事業者は、指定化学物質に係る事故が発生したときは、次に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者は、指定化学物質に係る事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講じ、かつその事故等を速やかに復旧するよう努めること。
- (2) 事業者は、当該事故により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故の状況を関係機関に通報するとともに、応急措置の完了後、講じた措置の概要を報告すること。
- (3) 事業者は、近隣の居住者の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに近隣の居住者に通報し、必要に応じて避難誘導等を行うとともに、応急措置の完了後講じた措置の概要を速やかに説明すること。

4 事故の検証

事業者は、発生した事故に対して、事故処理マニュアルや管理対策が対応できているかどうかについて検証を行い、当該検証の結果を事故処理マニュアル、管理計画等に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めるものとする。

第5 リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションとは、化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることである。

1 体制の整備

事業者は、指定化学物質の取扱いに対する県民の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供するための窓口を明確にすること等、その体制を整備するものとする。

2 情報の提供等

事業者は、事業活動の内容、指定化学物質の事業所内における管理の状況等に関して、環境報告書等の作成及び配布、ホームページへの掲載、説明会の実施等によりリスクコミュニケーションを深め、県民の理解の増進を図るものとする。

3 県民の理解を増進するための人材の育成

事業者は、従業員等に対して、指定化学物質の管理の状況等に対する県民の理解を深めることの必要性について周知させるとともに、県民への情報の提供や理解の増進を円滑に行うため、従業員等に必要な教育及び訓練を実施することにより、人材の育成を図るものとする。

第6 管理組織体制の整備

事業者は、指定化学物質を取り扱う事業所ごとに、指定化学物質の適正管理に係る組織を整備するものとする。

1 管理組織の設置

事業者は、次のとおり管理組織を設置するものとする。

- (1) 化学物質に係る適正管理の責任者として管理責任者を選任する。
- (2) 製造部門、環境安全部門、購買部門等全ての部門において代表者を選任する。

2 管理組織の業務内容

管理組織は、定期的に会議等を開催し、管理計画の確実な実施が図られているかどうかについて客観的評価を行い、事業者に報告するほか、次の事項について企画・立案を行い、その内容を事業者に提言する。

- (1) 化学物質の管理の基本方針の策定に関すること。
- (2) 環境への排出の低減に係る取組みの推進に関すること。
- (3) 新規取扱化学物質の事前評価及び有害性の少ない化学物質への代替の際の安全性の評価等に関すること。
- (4) 化学物質の管理計画、作業要領等管理規程の作成に関すること。
- (5) 事故処理マニュアルの作成に関すること。
- (6) 化学物質の取扱いに関する従業員の教育・訓練に関すること。

第7 ISO14000シリーズによる環境管理システム等との関係

ISO14000シリーズの認証取得等による環境管理システムを既に運用している場合には、第3から第6までに定める措置のうち、当該環境管理システムにより既に定めて実施している措置は、この指針に基づき実施する措置とすることができる。

佐賀県環境の保全と創造に関する条例第38条第1項に規定する知事が指定する化学物質

(平成16年佐賀県告示第187号)

「佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成15年佐賀県条例第48号)第38条第1項の規定により知事が指定する化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質とする。」

図 1 (第3関係)

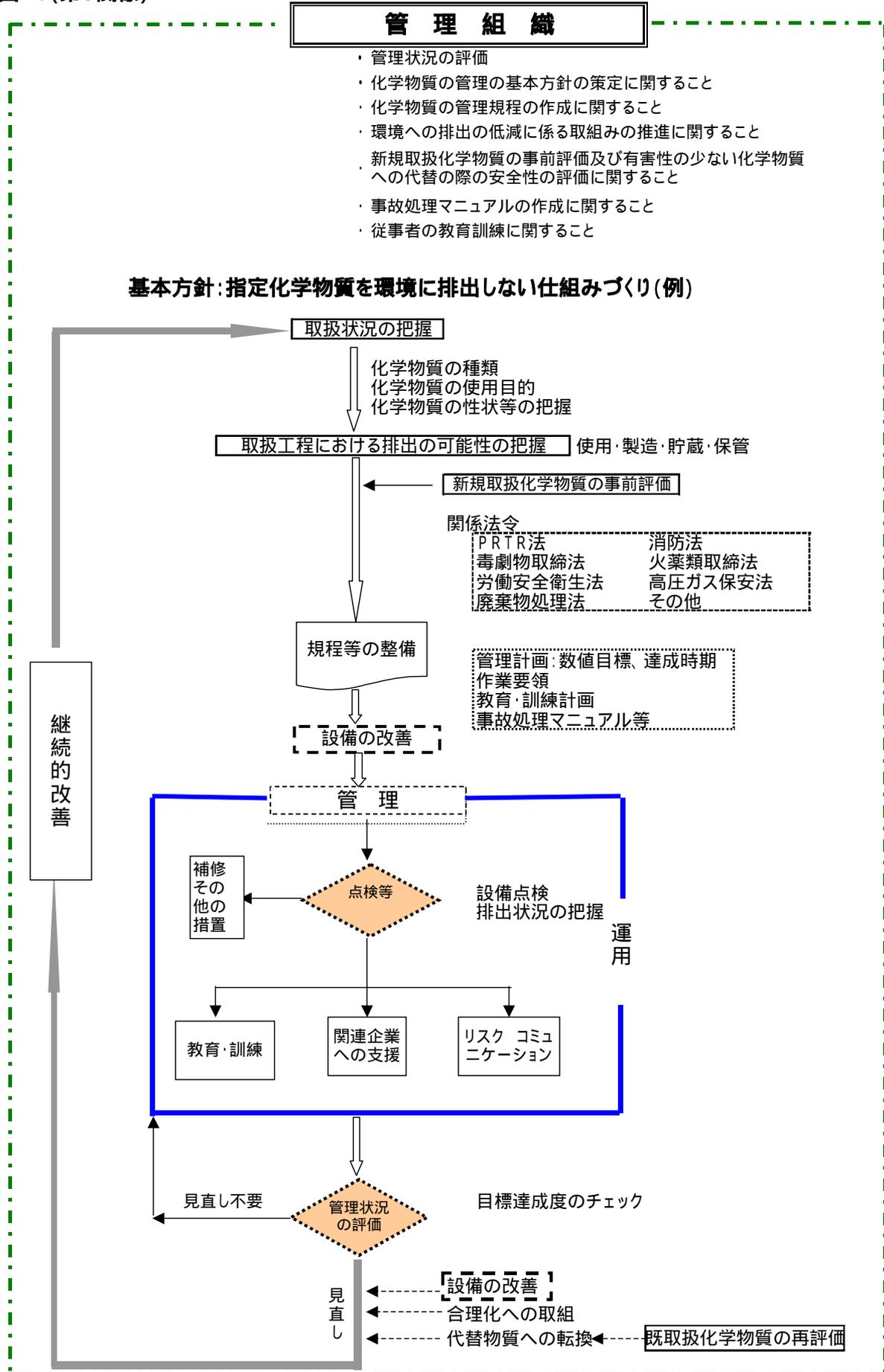
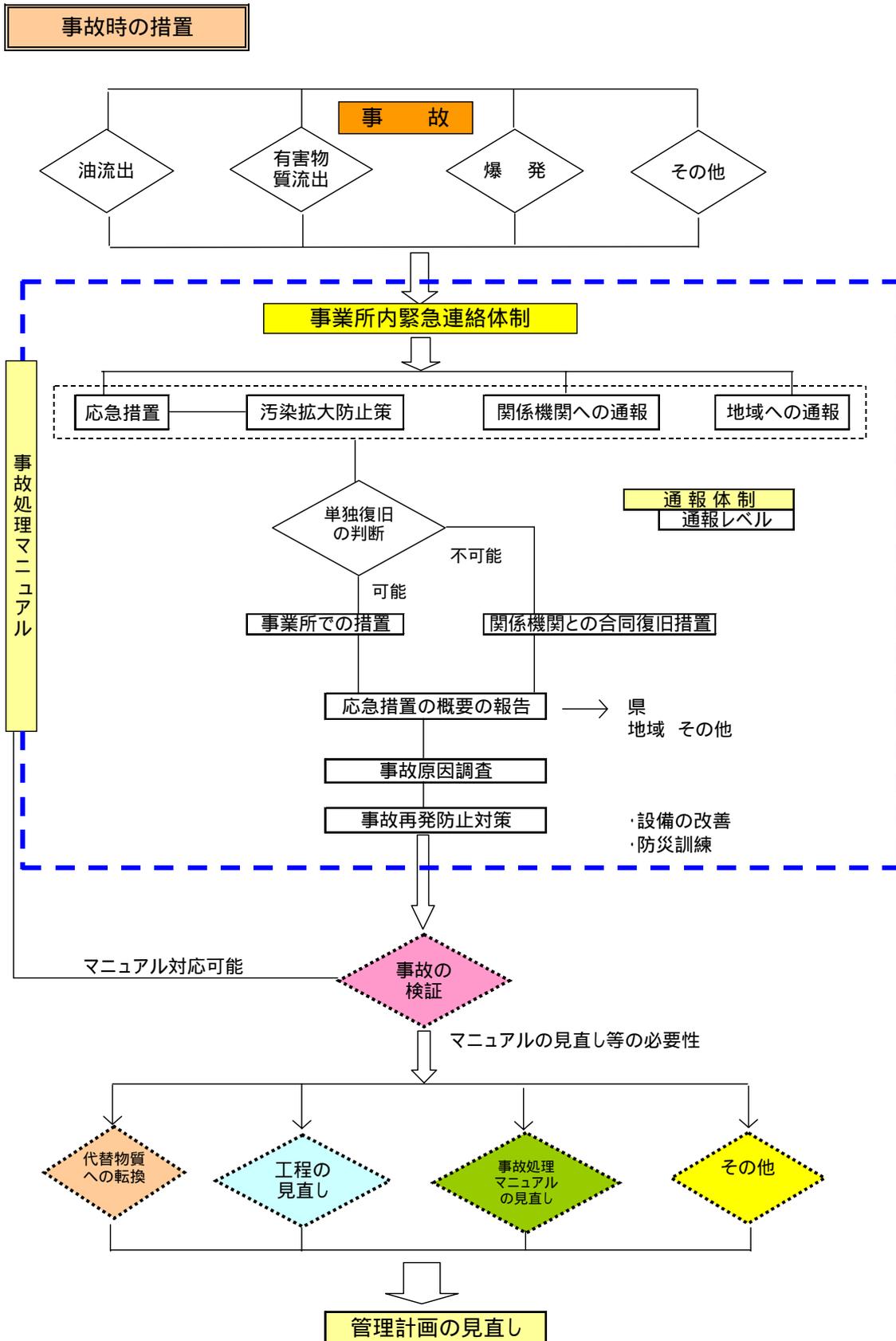
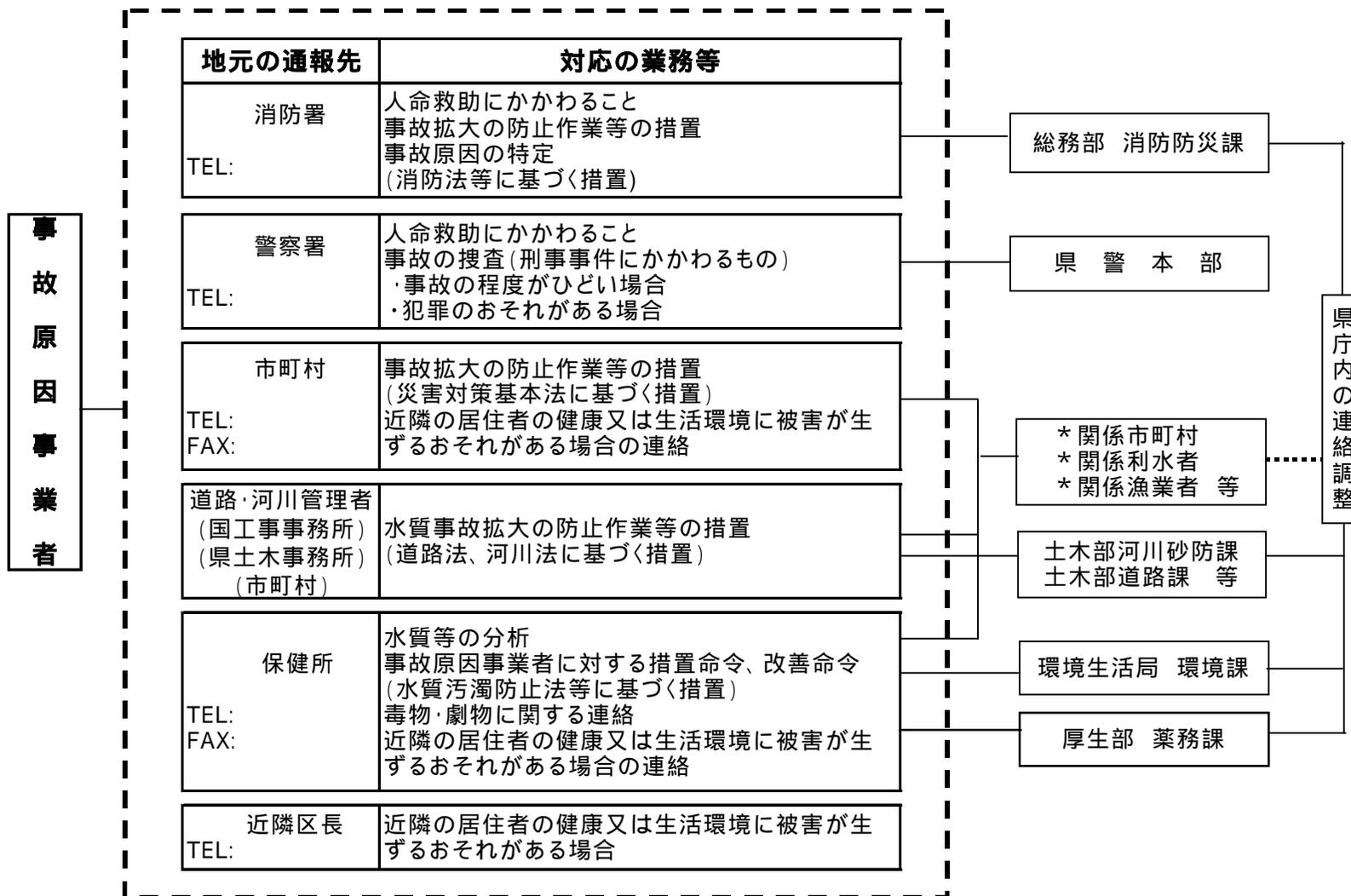


図 2 (第4関係)



例

化学物質に係る事故の連絡系統(基本系統)



例

F A X送付先：

御中

発信者：

担当：

TEL：

事故等の通報連絡票（第 報）

事故等発生概要	発生日時	年 月 日() 時 分頃
	発生場所	
	事故等の概要	[火災、爆発、漏洩、流出、その他()]
	事故等の原因 ・原因物質 ・量 ・その他	
	被害状況 ・被害者の有無 ・物的被害の有無 ・環境への影響	人的被害 ----- 物的被害（周辺、工場等の被害） ----- 環境への影響
	応急措置状況	
その他特記事項		
連絡等	関係機関への連絡の有無（連絡済みの場合チェックする）	・消防署 ・警察署 ・市町村役場 ・国道工事事務所 ・土木事務所 ・保健所 ・県薬務課 ・その他()
受信	受信者	
	受信日時	

上記内容について、関係機関へ電話連絡し、内容の確実性を確保するためF A X送信する。については、発信者は記入しない。